

宮崎県防災会議地震専門部会設置要綱

平成7年4月1日
総務部危機管理局

(設置)

第1条 地震災害対策の推進を図るため、宮崎県防災会議条例（昭和37年宮崎県条例第20号）第4条の規定に基づき、宮崎県防災会議に地震専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地震による被害の想定に関する事。
- (2) 地震災害及び火山災害の予防に関する事。
- (3) その他地震災害及び火山災害対策に関する事。

(組織)

第3条 部会は、宮崎県防災会議会長（以下「会長」という。）が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

2 部会には、必要に応じて分科会を設けることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当る。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員又は専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときには、あらかじめ日時、場所及び議題を定め、関係者に通知しなければならない。

4 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

5 部会の議長は、部会長又は部会長が指名する委員若しくは専門委員をもって充てる。

(部会の記録)

第6条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第7条 部会長は、部会の結果を宮崎県防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 部会に関する庶務は、危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。